

### 幼児教育・保育の無償化 平成31年度予算案：3,882億円（公費）

- 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として保育所等の費用を無償化する。

区分	主な負担割合	国・地方合計（億円）			予算科目	
		国	地方			
< 新制度 > 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	-	818	-
< 未移行 > 私立幼稚園等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	子育てのための施設等利用給付交付金 子ども・子育て支援交付金(補足給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合計			3,882	1,532	2,349	-

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。  
地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

#### （初年度の取扱い）

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする（平成31年度予算案において計上（総務省））。

#### （事務費）

- ・ 初年度（2019年度）の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、平成31年度予算案で120億円を計上。さらに、2年目（2020年度）を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

#### （システム改修経費）

- ・ 平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算案（62億円）を活用して対応。

# 「子どものための教育・保育給付交付金」について

30年度予算額 8,977億円 31年度予算案 11,069億円(+2,092億円)

## 事業内容等

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが、

- ・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「施設型給付」と、
- ・ 児童福祉法に市町村の認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「地域型保育給付」

等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村：1/4  
事業主拠出金充当額控除後の負担割合

## 子どものための教育・保育給付交付金（施設型給付費等）

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付

私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。  
公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【実施主体：市町村（特別区含む）】

## 子どものための教育・保育給付交付金（地域型保育給付費等）

市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【実施主体：市町村（特別区含む）】

## 31年度予算案の主な内容

保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

幼児教育・保育の無償化（2019年10月より）

- ・ 3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、幼稚園、保育所等の費用を無償化する。
- ・ 3歳から5歳までの子供にかかる食材料費については、施設型給付等から除いた上で実費とし、副食材料費相当額の免除措置の対象範囲について、生活保護世帯、ひとり親世帯等及び第3子から年収約360万円未満相当の世帯及び第3子に拡充する。

公定価格の適正化等

- ・ 栄養士の配置促進
- ・ チーム保育推進加算の要件緩和
- ・ 非常勤講師の加算化

を実施する。

# 子育てのための施設等利用給付交付金

平成31年度予算案 714億円

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

## 概要

### 1. 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、 の対象施設等を の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給。

#### 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設( )、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置あり(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる)。

**支給要件** 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

### 2. 費用負担

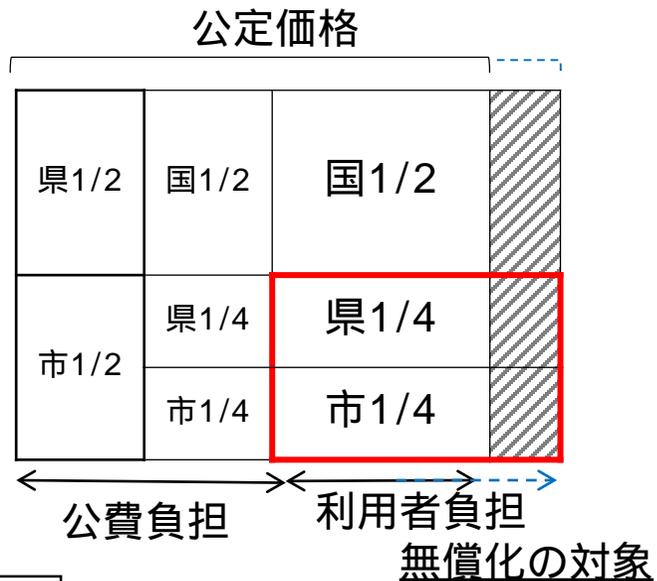
本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担。

平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填。

# 臨時交付金の対象経費

## 1号認定子ども

私立

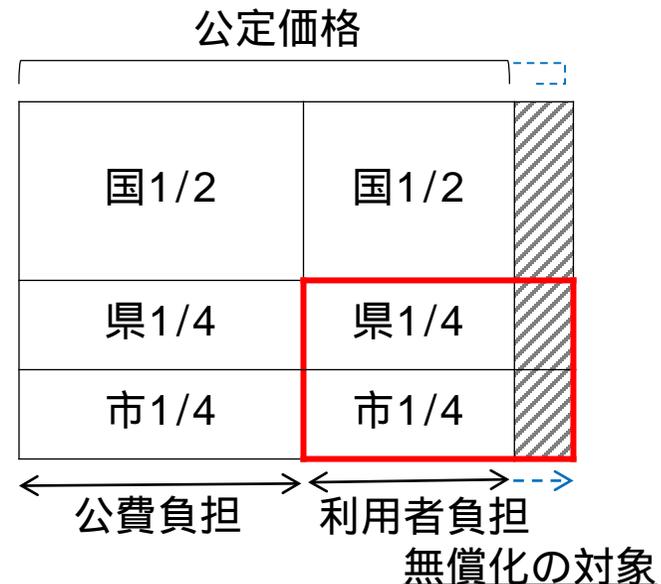


公立

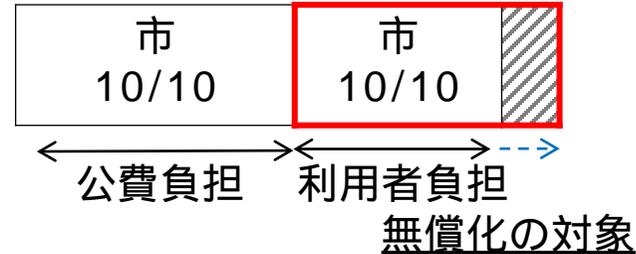


## 2号・3号認定子ども

私立



公立



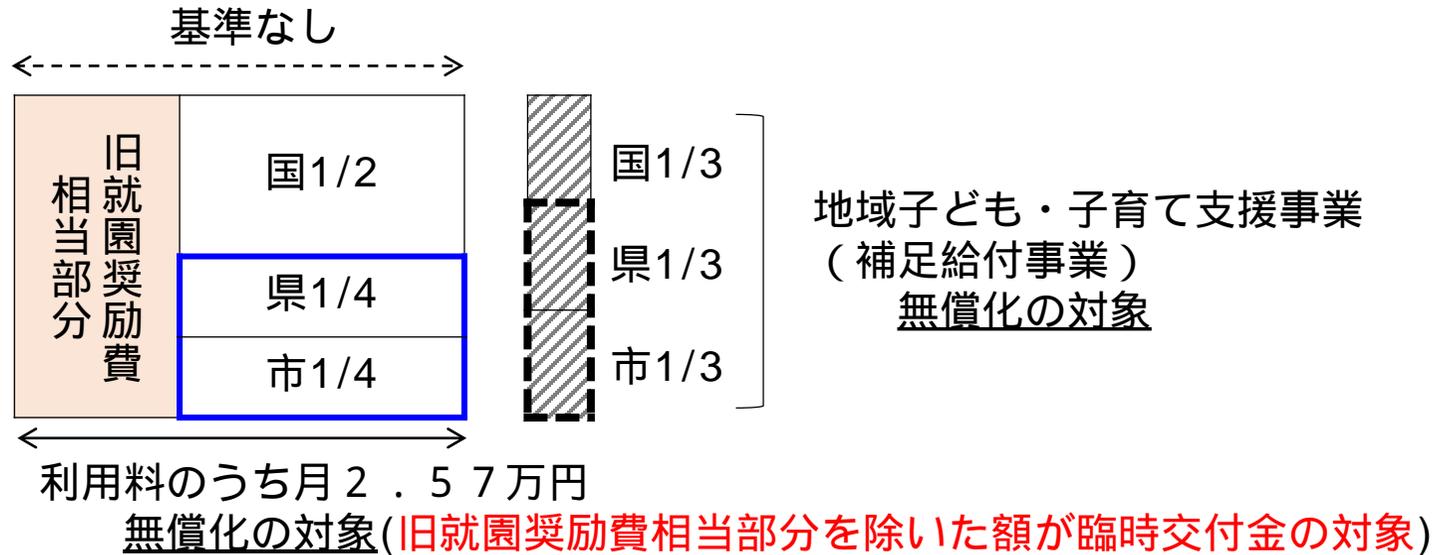
子どものための教育・保育給付 1,846億円

年収360万円未満相当世帯における食材費(副食費)に対する加算に要する費用

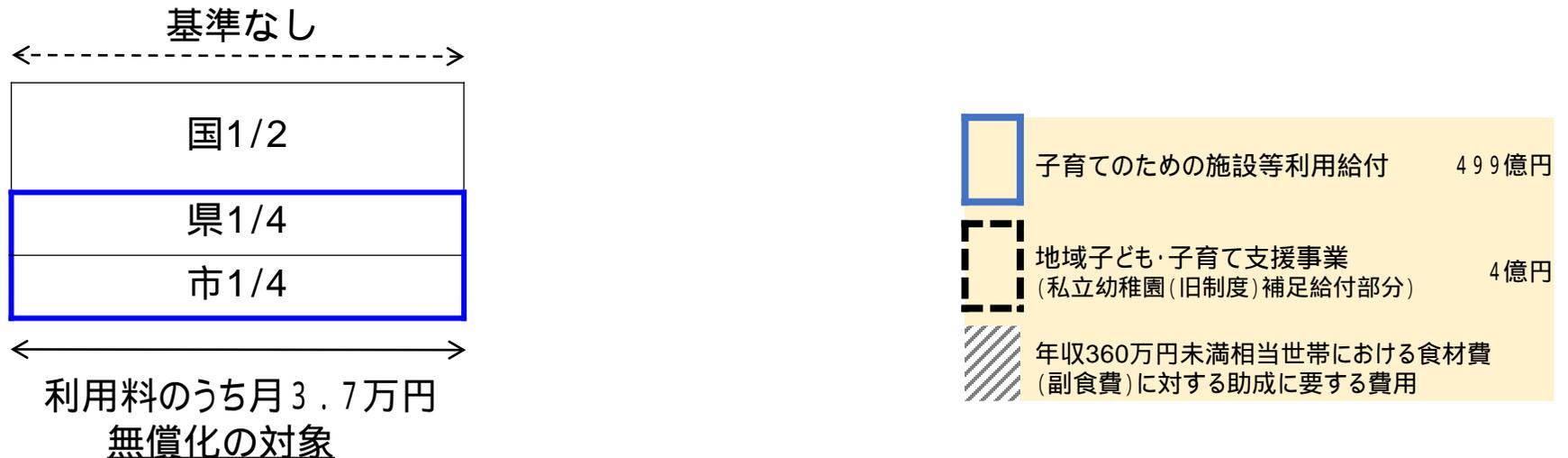
低所得者に対する公定価格・利用者負担額は点線部分

# 臨時交付金の対象経費

## 私立幼稚園（未移行）



## 認可外施設等（ファミリーサポート事業、預かり保育、病児保育事業等含む）



# 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体システム改修費への支援

(年金特別会計子ども・子育て支援勘定(項)業務取扱費に計上)

31年度予算案：62億円

## 1. 事業概要

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる地方自治体のシステム改修費について補助するもの。

## 2. 補助対象等(案)

【補助対象】 都道府県、市町村(特別区含む)

【補助割合】 定額

【補助単価】 市町村(特別区含む)の人口に応じた基準額を設定  
小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう設定

### 【参考】

年金特別会計子ども・子育て支援勘定

(項)業務取扱費

(目)子ども・子育て支援事業費補助金

この他、平成30年度予算で192億円を計上している。

# 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体事務費への支援

(年金特別会計子ども・子育て支援勘定(項)業務取扱費に計上)

30年度第2次補正予算：301億円

## 1. 事業概要

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務費について地方自治体に対し補助するもの。

## 2. 補助対象等(案)

【補助対象】 都道府県、市町村(特別区含む)

【補助割合】 定額

【補助単価】 都道府県、市町村(特別区含む)の人口に応じた基準額を設定

### 【参考】

年金特別会計子ども・子育て支援勘定

(項)業務取扱費

(目)子ども・子育て支援事業費補助金

# 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体事務費への支援

(年金特別会計子ども・子育て支援勘定(項)業務取扱費に計上)

31年度予算案：120億円

## 1. 事業概要

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務費について地方自治体に対し補助するもの。

## 2. 補助対象等(案)

【補助対象】 都道府県、市町村(特別区含む)

【補助割合】 定額

【補助単価】 都道府県、市町村(特別区含む)の人口に応じた基準額を設定

### 【参考】

年金特別会計子ども・子育て支援勘定

(項)業務取扱費

(目)子ども・子育て支援事業費補助金

## 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体への補助フロー(案)

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務費について、以下により補助を行う。

### 補助の考え方

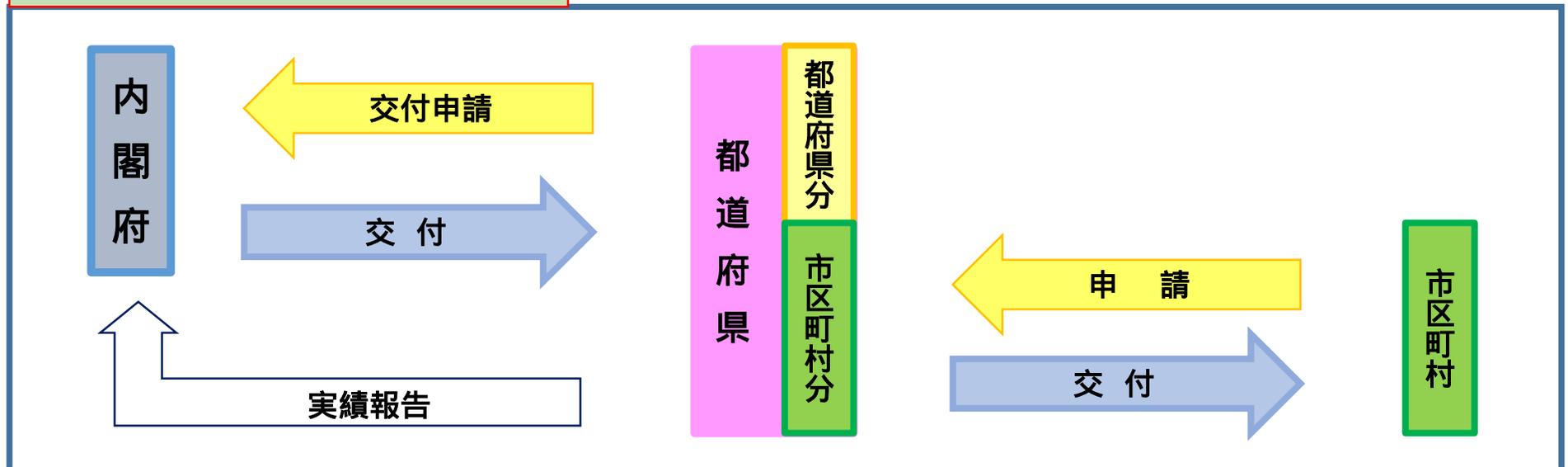
年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上。

本補助金は、補助金適正化法に位置付け、都道府県への直接補助(補助割合:定額)。

市区町村に対する補助は、原則、人口に応じた配分を基本とするが、各市区町村における施設数は異なること等から、都道府県の判断により配分変更を可能とする。

本補助金は、都道府県対象経費、市区町村対象経費に分かれるが、地域によりそれぞれの役割分担等が異なることから、都道府県の判断により配分変更を可能とする。

### 【事務費補助金の交付フロー図(案)】



同様の考え方により、システム改修費についても上記補助フロー(案)で補助を行う。